

請願・陳情文書表

(令和4年第4回土浦市議会定例会)

受理 番号	受 理 月 日	区 分	要 旨	請願・陳情者	紹介議員	付 託 委 員 会	頁
9	4.11.16	請願	土浦市内就学前施設なら びに小中学校におけるフ ッ化物洗口に関する請願 書	土浦市川口1丁目3番11 5 モール505 B306 一般社団法人土浦市歯科医 師会 長谷川 周	勝田 達也	文教厚生 委員会	2~4
10	4.11.25	陳情	民主主義・立憲主義の基盤 である思想・良心の自由、 請願権等を守る為の陳情	茨城県土浦市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		総務市民 委員会	5~7
11	4.12.2	陳情	国道354号線上のおお つ野団地入口の交差点に 関する陳情書	土浦市菅谷町1525-1 茨城県立土浦湖北高等学校 教諭 佐井 敏文		産業建設 委員会	8~10

土浦市内就学前施設ならびに小中学校における  
フッ化物洗口に関する請願書

紹介議員

勝田達也 

# 土浦市内就学前施設ならびに小中学校における

## フッ化物洗口に関する請願書

### 趣旨

土浦市内就学前施設ならびに小中学校におけるフッ化物洗口実施推進を請願します。

全国的には減少傾向にある子供のむし歯数ですが、土浦市では平成 28 年から増加に転じてしまい、その後も全国平均との格差が開いたままです。確かにむし歯のない子供の割合は増えてきていますが、むし歯のある子供のむし歯数は減っておらず、令和 3 年には茨城県内で下から 2 番目にむし歯の多い地方自治体になってしまいました。

土浦小学校において、平成 27 年歯科健康診断によれば 1 年生で 5 本以上むし歯のある子供が 9 人 (7.5%) でした。土浦市全体で推測すると約 500 人の小学生がこの状態にあると思われます。永久歯の多数がむし歯になり放置されることは、その子の今後の人生に多大なる影響を及ぼしかねません。

茨城県でも県主導による小学校フッ化物洗口が始まり、これから土浦市においてもその効果が表れてくると想定されますが、このような土浦市の現状を踏まえると、県主導の取組みに加え、市独自のよりきめ細やかな事業の実施が必要と考えております。

フッ化物洗口を保育所・幼稚園・小中学校においてを行うことで、フッ化物洗口の効果は大人になっても持続し、健康な歯づくりに繋がります。

不必要で、避けられるはずの、不公平で理にかなわない健康の差異を、健康格差と言います。健康格差は、国の健康施策である健康日本 21 の中で非常に重要視されています。歯科疾患は幼少期から有病率が高いため、他の疾患に先駆けて健康格差が出現します。

当会といたしましては、今後とも、土浦市において歯科の健康格差を無くすため全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

請願事項

1. 土浦市内就学前施設ならびに小中学校において土浦市独自のフッ化物洗口事業実施すること。
2. 土浦市内就学前施設ならびに小中学校においてフッ化物洗口を目的としたフッ化物洗口推進協議会の設置をすること。

令和4年11月16日

請願者

団体名；一般社団法人土浦市歯科医師会

連絡先；土浦市川口1丁目3番115

メール 505 B306

電話番号；029-827-2780

代表者氏名；長谷川 周

土浦市市議会議長 小坂 博 殿

令和4年11月25日

土浦市議会議長  
小坂 博 殿

陳情者

茨城県土浦市

## 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情

### はじめに

現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されている。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてははたもかく、全ての市民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条1項で保障されている法の下での平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、わが国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。かかる見地に立ち、土浦市議会の代表者たる土浦市議会議長に対し、次のとおり陳情する。

### 陳情項目

- 1 土浦市及び土浦市議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと
- 2 土浦市及び土浦市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと

### 陳情理由

#### 1 思想・良心の自由及び信教の自由について

- (1) 憲法第19条は「思想・良心の自由は、これを侵してはならない。」と定め、同第20条1項前段は「信教の自由は何人に対してもこれを保障する。」としている。これらの権利は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化した国際人権規約（自由権規約）にも定められており、同規約第18条1項において、「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ

又は有する自由並びに単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」として思想又は宗教を表明する自由が含まれ、同条4項で「この規約の締結国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重する。」ことが定められており、これらの内容は、憲法第19条及び同第20条1項の内容としても保障されている。

- (2) 思想・良心の自由には、「沈黙の自由」、即ち、思想・良心を告白するよう強制され又は推知されない自由が含まれており、このことは信教の自由における信仰にかかる告白についても同様である（佐藤幸治「日本国憲法論〔第2版〕」245頁、254頁）。
- (3) よって、首長や地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議、地方議員を含む市民の信仰を質問し又は調査することも日本国憲法の定める信教の自由及び思想・良心の自由に違背することは明らかである。

## 2 請願権について

- (1) 請願権とは、国や地方公共団体の機関に対し、それぞれの職務にかかわる事項について、苦情や希望を申し立てることのできる権利をいう。憲法第16条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規約の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためいかなる差別待遇も受けない。」としてこれを保障し、請願法は、請願の方式や請願書の提出先について定めるとともに、第5条で「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定している。
- (2) 請願権は、政策の提言ないし要請を行うこともその内容に含まれ、民情を国政ないし地方行政に反映させる方法として参政権を補充する重要な権利とされている（前掲佐藤420頁）。請願権の主体は、国民に限らず、外国人及び法人もこれを行使できる（請願法第2条参照）。地方公共団体においては、首長、地方議会も請願の対象となる機関であり、地方議会においては地方議員の紹介により請願書を提出することが必要とされている（地方自治法124条）。
- (3) よって、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議は、請願権の主体たる法人及び信徒との関係や接触も遮断するものであり、その請願権を侵害するものであることは明らかである。

## 3 法の下での平等について

- (1) 国際人権規約（自由権規約）は第2条で「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかな

る差別も」されない事を約束し、その趣旨を踏まえた憲法第14条1項は「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としている。

- (2) 地方議会等の地方公共団体の機関が、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断することで、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式若しくは宗教活動を理由に、思想・良心の自由、信教の自由、請願権について規制し、差別的取り扱いをすることが「法の下に平等」に違背するものであることは明らかである。

#### 4 まとめ

よって、首長及び地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する宣言・決議を行い、或いは、地方議会や地方公共団体において、特定の宗教団体の信仰を質問ないし調査することは、一般市民である信者らの思想・良心の自由と信教の自由を侵害し、信者らの請願権を剥奪するものであり、宗教を理由とする差別であり、法の下に平等に違背することは明らかである。

以上

国道354号線上のおおつ野団地入口の交差点に関する陳情書



## 国道354号線上のおおつ野団地入口の交差点に関する陳情書

### 趣旨

国道354号線上のおおつ野団地入口の道路が大きく波打っていて、国道を渡ろうとすると自転車では走行がしにくいです。自転車のカゴの物がはねて落ちてしまったり転んだりします。ゆっくり渡ろうにも車の交通量が多いので難しいです。中学生の通学路ということもあり多くの生徒が以前から困っています。国道354号線の管理元への道路整備の依頼をしていただくよう陳情いたします。

### 陳情事項

国道354号線を管理している機関への道路整備の依頼

令和4年 12月 2日

### 陳情者

住所 土浦市菅谷町1525-1

氏名 茨城県立土浦湖北高等学校

教諭 佐井 敏文

土浦市議会議長 小坂 博 殿

